

鶴間台6区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく大和市建築協定条例（昭和61年12月26日大和市条例第42号）第2条の規定に基づき、本協定書第5条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置及び形態に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。但し、本協定書第6条第1項についてはこの限りでない。

(名称)

第3条 この協定は、鶴間台6区建築協定と称する。（以下「協定」という。）

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権を有する者（以下「所有権者等」という。）の全員の合意によって締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(建築協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、大和市鶴間一丁目3055番1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、46、47、48、54、55、56及び57とする。

(建築物に関する基準)

第6条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の敷地

ア 建築確認申請上の取り扱いは別添A図のとおりとする。

イ 容積率、建ぺい率の算定については、別添B図のとおりとする。

(2) 建築物の位置

建築物の外壁面は幅員2mの通路の中心線から当該敷地の北側は1.5m以上、南側は2.5m以上の距離を空けること。（別添B図のとおり）

ただし、協定区域の内、大和市鶴間一丁目3055番16、41、46、47、54、55、56及び57はその限りでない。また、次に挙げるものは、幅員2mの通路の中心線から1.0m以上の距離を空けることとする。

- ・ 車庫、物置、又は下屋等
- ・ 庇及び出幅45cm以内の出窓
- ・ 門及び塀

(3) 建築物の高さ

地階を除く階数は3以下とし、地盤面からの高さは10m以下とする。

(4) 盛土はしない。

2 この条における用語の意義は、鶴間台6区建築協定内規に定めるところによる。

(適用の除外)

第7条 協定成立の際に現存する建築物については、前条の規定は適用しない。

2 協定成立の際現存する建築物について、増築及び改築を行う場合においては、増改築後の床面積の合計が協定成立時の床面積の合計の1.5倍を超えない限りにおいて、前条(2)の規定は適用しない。

(運営委員会)

第8条 この協定の運営に関する事項を処理するため、鶴間台6区建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員の選出方法及び任期については、運営委員会細則に定める。

(委任)

第9条 前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(違反者への措置)

第10条 委員会は、第6条の規定に違反した者(以下「違反者」という。)があった場合、委員会の決定(運営委員会細則に定める。)に基づき、違反者に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書により相当の猶予期間をつけて、当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、委員会はその強制履行又は当該違反者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを、裁判所に請求することができる。

2 前項の出訴手続き等に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、市長の認可の公告のあった日から永年とする。

(協定者の義務)

第13条 協定者は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときはあらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 協定者は、建築物の新築、増築又は改築に伴う建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に係る申請等を行う場合においては、予め建築確認申請に添付する図面の写しを委員会に提出するものとする。

(協定の変更)

第14条 協定者は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを大和市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第15条 協定者は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の同意をもってその旨を定め、これを大和市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第16条 この協定の制限は、認可公告のあった日以後において、建築協定区域内の土地又は建築物が転売され、所有権者等の異動があってもそのまま継承されるものとする。

付 則 この協定書は、2部作成し、1部を大和市長に提出し、1部を委員会が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

平成14年7月22日